

Ⅲ. 国民健康保険税の見直しについて

1 国民健康保険運営について

金ヶ崎町の国保運営は、被保険者の協力のもと安定した運営が続き、平成29年度の決算において、単年度収支約2,500万円を含め、剰余金が約1億1,400万円になることが見込まれます。

また、国保財政調整基金残高が約2億9,300万円であることから、被保険者の負担を少しでも軽くするよう国保税率の見直しを行います。

2 国民健康保険税率見直しの内容

資産割14.5%を全て無くし、平等割（医療給付費分）を1,000円/世帯、減額します。

【理由】今年度、県が示した標準保険料率では資産割を除いたものであったことから、町でも資産割を全て無くします。また、全ての方に恩恵があるよう、平等割（世帯）を減額するものです。

(1) 改正内容

区 分	現 行		改 正 (案)	
	種別	率/額	種別	率/額
医療給付費分 (基礎課税分)	所得割	7.5%	所得割	改正なし
	資産割	5.0%	資産割	0% (▲5.0%引下げ)
	均等割	19,000円	均等割	改正なし
	平等割	23,000円	平等割	22,000円 (▲1,000円引下げ)
後期高齢者 支援金分	所得割	2.0%	所得割	改正なし
	資産割	5.0%	資産割	0% (▲5.0%引下げ)
	均等割	7,000円	均等割	改正なし
	平等割	6,000円	平等割	改正なし
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	2.0%	所得割	改正なし
	資産割	4.5%	資産割	0% (▲4.5%引下げ)
	均等割	5,000円	均等割	改正なし
	平等割	5,000円	平等割	改正なし

(2) 賦課期日時点賦課総額（平成29年度所得で算定。以下同）

区 分	現 行 (A)	税率改正後 (B)	比 較 (B-A)
賦課総額	273,340千円	259,370千円	▲13,970千円

(3) 一世帯・被保険者一人当たり賦課額

区 分	現 行(A)	税率改正後(B)	比 較(B-A)
一世帯当たり	147,894 円	140,084 円	▲7,810 円
被保険者一人当たり	94,644 円	89,549 円	▲5,095 円

3 今後の見通しについて

これまでは、市町村が保険給付費等を推計し保険税額を決定していましたが、国保制度改革により、平成30年4月から県が国保財政運営の責任主体となりました。

このため、県は毎年、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した国保事業費納付金を決定すると共に、市町村ごとに標準保険料率を算定・公表します。これらを参考に、市町村が保険税額を決め、賦課・徴収を行います。

29年度に引き続き、今年度も国保税の引下げを実施いたしますが、今後の経済状況や、県から示される国保事業費納付金及び標準保険料率がはっきり見込めないため、当面はこのままの税率とし、安定的な財政運営に努めます。

